

令和8年度

伊勢崎市学校給食
残渣堆肥化委託

特記仕様書

伊勢崎市教育部健康給食課

1. 業務名

伊勢崎市学校給食残渣堆肥化委託

2. 業務概要

伊勢崎市学校給食センターの調理場では、学校給食の調理及び提供に伴い毎年約240tの野菜の端材や残渣が発生している。現在は伊勢崎市清掃リサイクルセンター21において焼却処分しているが、環境に配慮した堆肥化を目的とし、本業務を実施することとする。

本業務は、学校給食調理場から排出される野菜の端材、残渣を堆肥化处理できる工場に搬入し、適正に堆肥化处理を行うものである。処理対象物について下記の5業務内容に基づき収集、運搬を図るとともに、堆肥化处理を行うことで循環型社会を目指すものである。

また、本業務により生産された堆肥（固形肥料）については、循環型の活用が出来るよう調査・検討を行うこととする。

本業務の処理対象物の積込み、運搬、処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）に基づき、適正に業務を行える者をプロポーザルにより選定して受注者とする。

3. 履行予定期間

令和8年4月20日から令和9年3月31日までとする。

4. 処理対象物

伊勢崎市学校給食調理場（第一学校給食調理場、第二学校給食調理場、境第一学校給食調理場、境第二学校給食調理場）、渋澤炊飯センターから排出される次の残渣等を処理対象物とする。

- (1) 調理により発生する野菜の端材
- (2) 学校給食の残渣

5. 業務内容

処理対象物については、適正な積込み及び運搬を図るとともに、堆肥化处理を行うこと。

- (1) 予定回数 113回
- (2) 予定数量 120t
- (3) 収集場所 第一学校給食調理場、第二学校給食調理場、境第一学校給食調理場、境第二学校給食調理場、渋澤製パン炊飯センター
- (4) 収集方法 午後2時00分以降各回収場所にて、ビニール製の収集袋に詰めた処理対象物を塵芥車で回収する。
- (5) 処理方法 回収した処理対象物は工場にて堆肥（固形肥料）の生産を行う。

6. 本業務の実施

本業務の実施にあたっては、プロポーザルの提案に基づき、本委託の監督職員等と綿密な協議を行うこと。協議の結果、変更の必要性が生じた場合には、変更内容について検討を行

い、実施を図ること。

ただし、プロポーザルの提案により、本方法と同等以上と認めた場合は、その限りではない。

7. 提出書類

本業務の実施にあたっては、業務の目的、履行期限等を踏まえて、業務の実施工程、実施方針及び実施内容を定めた業務実施計画書を作成し、承認を得るものとする。

また、受注者は、本業務の実施に伴う協議において、必要となった書類については、速やかに発注者に提出し、承認を得るものとする。

8. 業務報告

受注者は、毎月の業務終了後、学校給食調理場ごとの毎日の収集運搬量等を記載した実績報告書を翌月の10日までに提出すること。

9. 疑義

諸規定及び本仕様書に明示されていない事項について疑義が生じた場合は、その都度発注者及び受注者により協議の上、受注者は発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。

10. 事故の対応

本業務中に車両事故等が発生した場合は、速やかに発注者に報告した上で、受注者が全責任を持って誠実に解決すること。また、速やかに事故の概要を記載した事故報告書を発注者に提出すること。

11. 緊急連絡及び処理体制の確保

常時、発注者と連絡が取れる体制を確保し、連絡先等を予め発注者に書面にて通知すること。特に、災害時や緊急時等、発注者から指示があった場合に直ちに対応できる連絡体制及び処理体制を確保すること。連絡体制に変更が生じる場合は、新体制が開始する月の前月の末日までに発注者に報告すること。

12. その他

本特記仕様書に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び伊勢崎市契約規則等関係法令の定めによるとともに、本業務の監督職員等と協議を行うこと。